重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)

令和7年8月1日現在

当事業所は介護保険法及び障害者総合支援法の指定を受けています

「ふれあいホーム神宮寺」

(介護保険指定事業者番号: 269200025)

(自立支援指定事業者番号:264200059)

当事業所は、ご利用者に対して、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。 事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として、要介護認定の結果「要支援 $1\cdot 2$ 」、「要介護 $1\sim 5$ 」、「障害支援区分 $1\sim 6$ 」と認定された方が対象となります。

1 事業者

(1) 法人名 社会福祉法人与謝郡福祉会

(2) 法人所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7

(3) 電話番号 0772-44-0015

(4) 代表者氏名 理事長 四宮 功雄

(5) 設立年月日 平成7年3月10日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所

平成21年4月1日指定 与謝野町2692000025

基準該当生活介護サービス施設

平成24年9月1日指定 与謝野町264200059

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法、または自立支援法に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所「ふれあいホーム神宮寺」
- (4) 事業所の所在地 〒629-2303

京都府与謝郡与謝野町字石川2376番地

(5) 電話番号 0772-44-2030

090-8966-7959 (夜間用携帯電話)

090-5943-8913 (夜間用携帯電話)

夜間帯の電話連絡につきましては上記携帯電話に転送されます。繋がらない場合等につきま しては、直接携帯電話へ連絡していただくようお願いいたします。

- (6) 管理者氏名 小籔 利恵
- (7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれ ている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる ことにより、地域での暮らしを支援します。

- (8) 開設年月 平成21年4月
- (9) 登録定員 25名(通いサービス定員は15名・宿泊サービス定員は4名)

※うち自立支援法に基づく利用者は、2名を上限とし、通いサービスのみの提供とさせていただきます。

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
宿泊室	4	9. 45㎡×3室、19. 4㎡×1室
居間	2	15.52㎡×2室
キッチン	1	15. 52 m²
浴室	1	6. 27 m²
事務所	1	7. 76 m²
消防設備		誘導灯・消火器・スプリンクラー設置
トイレ	3	車椅子対応トイレ2ヶ所

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設、設備です。

3 事業実施地域及び時間

- (1) 通常の事業の実施地域 旧野田川町内
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	3 6 5 ⊟
通いサービス	毎日 8時30分~17時30分
訪問サービス	2 4 時間
宿泊サービス	毎日 17時30分~8時30分

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス、または基準該当生活介護 サービスを提供する職員として、次に掲げる職種の職員を配置しています。

【職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	合 計	資 格
管理者	1人		1人	介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士 ※介護職員を兼務
介護支援専門員	1人		1人	介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士 ※介護職員を兼務
介護職員	7人	3人	10人	社会福祉士・介護福祉士・管理栄養士・介護 支援専門員・初任者研修
看護職員	1人		1人	准看護師
合 計	8人	3人	11人	

【職種の勤務体制】

職種	勤務体制				
管理者	・ 主な勤務時間 : 8:30~17:30				
介護支援専門員	- 在は動物時間 · 0 · 3 0 ~ 1 7 · 3 0 - 夜間の勤務時間 : 1 6 : 0 0 ~ 9 : 0 0				
介護職員	夜间の勤務時间・16・00~ 9・00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。				
看護職員	での一般、作り用名のハハル・スカル・ロス 美別が同じて 東文化 ロ よ り 。				

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の3つの場合があります。

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス
- (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス(実費相当)
- (3) 自立支援給付費の対象となるサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについて、介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用 者様の負担額(一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割または3割)となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

ア〜ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、 小規模多機能型居宅介護計画に定めます。【(5)参照》】

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助を行います。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入 浴

- ・入浴介助または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。
- ③ 排 泄
 - ・利用者の状況に応じた適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
- (4) 機能訓練
 - ・利用者の状態に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
- (5) 健康チェック
 - ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
- (6) 送迎サービス
 - ・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅に訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤ その他契約書もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ウ 宿泊サービス
 - ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話等を提供します。

<サービス利用料金>(契約書第5条関係)

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額で、利用料金は1か月ごとの 包括費用(定額)です。

利用者の要介護度	自己負担額	利用者の要介護度	自己負担額
要支援 1	3,450円	要介護1	10,458円
要支援 2	6,972円	要介護 2	15,370円
		要介護3	22, 359円
		要介護4	24,677円
		要介護 5	27, 209円

- ※ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はしません。
- ※ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金を支払っていただきます。なお、この場合の登録日及び登録終了日とは、以下の日を指します。 登録 日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ※ 利用者に提供する食事、宿泊に係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア及びイ参照)
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ※ 社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減制度等、所得等に応じて利用者負担を軽減する制度があります。詳しくは、担当者にお問い合わせ下さい。

イ 各種加算

(1割負担の場合)

加算	自己負担額	算定要件	
初期加算		小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以	
(30日まで)	30円/日	内の期間に加算します。30日を超える入院をされた後に再び利用	
(66 11 60 47)		を開始された場合も同様です。	
		認知症介護実践リーダー研修等修了者を配置し、日常生活に支障を来	
認知症加算(Ⅱ)	890円/月	すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする	
		認知症の利用者(認知症日常生活自立度III以上)を受け入れた場合	
		要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思	
認知症加算(IV)	460円/月	疎通の困難さがみられ、周囲の者による注意を必要とする認知症の	
		利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)を受け入れた場合	
若年性認知症利用者	0.00E/E	若年性認知症(64歳以下)の人を受け入れ、本人や家族の希望を踏	
受入れ加算	800円/月	まえたサービスを提供した場合	
看護職員配置	- 0 0 T/T	常勤かつ専従の准看護師を1名以上配置している場合に加算しま	
加算(Ⅱ)	700円/月	す。(要支援1・2を除く)	
サービス提供体制強		介護福祉士が70%、又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以	
化加算(1)	750円/月	上勤務している場合に算定(区分支給限度基準額には含めない)	
1,000円/		訪問サービスを積極的に提供する体制を確保している場合に加算し	
訪問体制強化加算	月	ます。(区分支給限度基準額には含めない)	
総合マネジメント体	1,200円/	利用者が在宅生活を無理なく継続できるよう積極的な連携体制整備	
制強化加算	月	をしている場合に加算します。(区分支給限度基準額に含めない)	
		利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の	
生産性向上体制加算	10円/月	ための委員会の開催等を行ったうえで見守り機器等のテクノロジー	
(11)		を導入している場合	
中山間地域等におけ	1.00/	厚生労働大臣が定める地域(中山間地域)に所在する事業所がサービ	
る小規模事業所加算	10%	スを提供した場合	
到和点:		認知症の行動心理症状が認められるため、医師が在宅での生活が困	
認知症行動・心理症	200円/日	難であると判断した者に、サービス利用を行った場合、7 日間を限	
状緊急対応加算		度として算定。	
口腔・栄養スクリー	0.0E /E	6 か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を	
ニング加算(I)	20円/回	行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に情報提供する場合	
口腔・栄養スクリー		6 か月ごとに利用者の口腔の健康状態または栄養状態について確認	
ニング加算(Ⅱ)	5円/回	を行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に情報提供する場合	
介護職員処遇改善	1.4.00/	介護職員の賃金の改善等を実施している場合に、利用された所定の	
加算(Ⅰ)	14. 9%	単位数に応じて加算します。(区分支給限度基準額には含めない)	

ウ 短期利用居宅介護費

利用者の状態や利用家族の事情により、居宅介護支援事業者の介護支援専門員(介護予防支援事業所の職員)が緊急に必要と認めた場合であって、(介護予防)小規模多機能居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。7日以内とするが、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内とする。

利用者の要介護度	自己負担額	利用者の要介護度	自己負担額
要支援 1	4 2 4 円	要介護1	572円
要支援 2	531円	要介護 2	6 4 0円
		要介護3	709円
		要介護 4	777円
		要介護 5	843円

[※]ア、イ、ウについて負担割合証に記された割合が2割と表示された方は上記金額の合計に2を乗じた額、3 割と表示された方は3を乗じた額となります。

(2) 介護保険、及び自立支援法の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下に揚げるサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

食事の提供	料 利用者に提供する食事に要する費用です。				
(食事代)	利用料金:朝食285円 昼食680円 夕食680円				
おやつ代	5 0円				
宿泊に要する費用	利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。				
伯川に安りつ貝川	利用料金: 2, 000円 (1泊につき)				
おむつ代	使用された分について現品でお返し頂くか、実費となります。				
レクレーション	利用者の希望によりレクレーションやクラブ活動に参加していただくことができ				
レクレーション クラブ活動費	ます。				
ファノ カ 期 貝	利用料金;材料代等の実費をいただきます。				
理美容サービス	利用者の希望により理美容サービスを利用していただくことができます。				
生 大谷 ケー こ 人	理美容料金:実費				
	独居、または自宅での洗濯が困難な利用者に限ります。				
洗濯サービス	洗剤の持参をお願いします。				
	利用料金:300円(1回につき)				
その他の	上記の他、日常生活上通常必要なものであって、利用者に負担していただくことが適				
日常生活費	当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。				
	歯ブラシ 110円 あんしん手帳カバー110円				

[※] 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。 その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

お支払い方法は、口座振替を原則とさせていただきます(手数料については法人が負担いたします)。 所定の口座振替依頼書に記入の上、担当者にお渡し下さい。口座振替を希望されない方につきましては、 銀行振込により指定の口座にお支払下さい。毎月10日頃に前月分の請求書をお渡ししますので、受領 後10日以内にお願い致します。

(6) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、 利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを 組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、 もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日 の前日までに事業者に申し出てください。

5 (2) の介護保険の対象とならないサービスについては、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(7) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

6 苦情の受付について (契約書第20条参照)

(1) 当事業所における苦情や相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

 【法人窓口】
 社会福祉法人与謝郡福祉会
 0772-44-0015

【事業所窓口】ふれあいホーム神宮寺 管理者 0772-44-2030

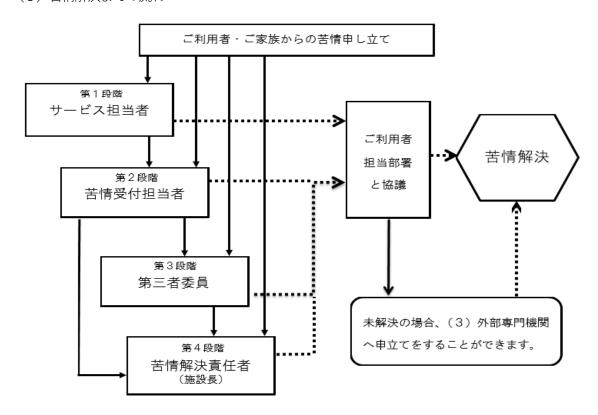
○苦情解決のための第三者委員

氏名	宮﨑祐二	松尾 友子
連絡先	42-4088	4 2 - 3 0 0 0

(2) 行政機関その他苦情受付機関

与謝野町福祉課	高红女口	0772-43-9021
与謝野町地域包括支援センター	電話番号	0112-43-9021
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号	075-354-9011
京都府丹後広域振興局	西式亚口	0770 60 0061
丹後保健所 健康福祉部企画調整課	電話番号	0772-62-0361
京都府社会福祉協議会	西红亚口	075 252 2152
福祉サービス運営適正化委員会	電話番号	075-252-2152

(3) 苦情解決までの流れ



7 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構 成 : 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員、小規模多機能型居宅介護につい

て知見を有する者等

開催:隔月で開催

会議録: 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8 協力医療機関等

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

			<協力	<協力歯科医療機関>	
名		称	伊藤内科医院	宮津市由良診療所	デンタルクリニック はたの
所	在	地	与謝野町算所384-4	宮津市字由良761番地の1	京丹後市峰山町新町1608-1
電		話	0772-42-2426	0772-26-9300	0772-69-1182

9 事故が発生した場合の対応

当事業所のサービス提供中に事故が発生した場合は、当法人の各対応マニュアルにより利用者の生命、 身体の安全を最優先に対応し、必要な措置を講じるとともに、京都府、与謝野町、主治医、救急隊、家族、 協力医療機関等へ連絡を行うものとします。 事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守 秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生については、利用者の故意又は過失が認 められる場合にはこの限りではありません。

10 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応します。また、避難訓練を年2回、利用者も参加して 行います。

11 感染症予防対策

感染症予防の取り組みとして、委員会の開催、年2回の勉強会の実施等行っています。発生時は別途 定めるマニュアルに沿って対応します。

12 虐待防止に関する事項

- (1)利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を行います。
- (2)サービス提供中に当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに与謝野町並びに京都府に通報いたします。
- (3)虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長とします。

13 身体的拘束等の適正化

- (1)身体拘束適正化の措置として委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施を行います。
- (2)利用者又は他の資料者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行いません。

14 サービス利用にあたっての留意事項

- ○サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ○事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ○他の利用者の迷惑になる行為は遠慮してください。
- ○所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は遠慮してください。
- ○当事業所を実習中の実習生と同行して訪問させていただく場合があります。ご理解とご協力をいただ きますようよろしくお願い致します。
- ○職員に対する金品等の心付けはお断りしています。
- ○暴力・暴言・ハラスメントは固くお断りします。職員へのハラスメント等により、サービスの中断や 契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにご協力をお願いします。

15 法人の概要

名称	社会福祉法人与謝郡福祉会			
代表者	理事長 四宮 功雄			
所在地	京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7			
電話番号	0 7 7 2 - 4 4 - 0 0 1 5			
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			
	長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町)			
	やすら苑(与謝野町)			
	軽費老人ホームケアハウス			
	福寿荘(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町)			
	短期入所介護事業所(ショートステイ)			
	長寿苑(伊根町)・虹ヶ丘(与謝野町)・岩滝あじさい苑(与謝野町)			
;+10	通所介護事業所(デイサービス)			
法人の	伊根デイサービスセンター・デイサービスセンター岩滝あじさい苑			
実施する他の	虹ヶ丘デイサービスセンター			
事業	認知症対応型通所介護事業所			
	岩滝あじさい苑ひより			
	訪問介護事業所			
	虹ヶ丘ホームヘルパーステーション			
	居宅介護支援事業所			
	伊根在宅介護支援センター・支援センターかなで			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	おきなぎの家			

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を 行いました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 京都府与謝郡与謝野町字石川2376番地

名称ふれあいホーム神宮寺

施設長深田晃章

管理者 小 籔 利 恵 卵

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び利用料金(その他の利用料金を含む)の支払いに同意します。

利用者

住 所 京都府与謝郡与謝野町

氏 名 ⑩

代理人・立会人

住 所

氏 名 📵

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)

第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族へ

の重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私及び家族の個人情報については、下記に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の小規模多機能型居宅介護計画に基づき、 指定小規模多機能型居宅介護サービスを円滑に実施するために行うサービス調整やサービ ス担当者会議、またはサービス継続において必要な場合。

- 2. 使用にあたっての条件
 - ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
 - ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等についてケース記録に記録しておくこと。
- 3. 個人情報の内容(例示)
 - (1) 利用者に関わる(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画(ケアプラン)を立案し、 円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供の ため
 - (2) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体(保険者) その他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - (3) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合および主治医の意見を求める必要がある場合
 - (4) 利用者が利用する介護事業所内のカンファレンスのため
 - (5) 行政の開催する会議
 - (6) その他サービスを運営する上で必要な場合
 - (7) 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合
 - (8) 上記以外の開示

※同意項目にチェック	施設内での名前及び写真の掲載
	施設広報誌またはホームページ等での写真の掲載

※ 「個人情報」とは、利用者及び家族個人に関する情報であって、特定の個人が識別され 得るものをいう。

4. 使用する期間

令和

小規模多機能型居宅介護契約書の契約期間と同じとする。

年 月 日

1 \ 1	L	
レル	- 1	
-/\	_	_

高齢者総合福祉施設 虹ヶ丘 ふれあいホーム神宮寺 施設長 深田 晃章 様

利 用 者 住 所 京都府与謝郡与謝野町

氏 名

代理人・立会人 住所

氏 名 卵

(利用者との関係:)